

(一般)		
職種	年齢	事業内容
事務(ネット販売事務)	35歳以下	書籍・文房具小売業
県立学校就職開拓支援員	不問	都道府県機関
現場技術業務	不問	土木建築サービス業
歯科衛生士(臨時職員)	不問	市町村機関
葬儀全般・接客	40歳以下	冠婚葬祭業
電気工事士	不問	電気工事業
コンビニエンスストア販売員	40歳以下	野菜・果実・小売業
調理・清掃	不問	その他の飲食店
看護スタッフ	不問	老人福祉・介護事業
営業	不問	書籍・文房具小売業
パソコンインストラクター	不問	学習塾
医事業務(養父市)	不問	その他の専門サービス
給油所スタッフ	不問	燃料小売業
総合職	35歳以下	各種食料品小売業
製造業	45歳以下	その他の金属製品製造
訪問介護員	不問	農林水産業協同組合
清掃作業	不問	建物サービス業
タクシー運転手	不問	一般乗用旅客自動車運送業
治療助手	30歳以下	寮術業
看護師	不問	一般診療所

(一般)		
職種	年齢	事業内容
ホールスタッフ及び調理補助	不問	そば・うどん店
生活相談員	不問	老人福祉・介護事業
介護スタッフ	不問	老人福祉・介護事業
一般土木・機械工事施設工管理	不問	管工事業
コンクリート主任技士・コンクリート技士	不問	セメント・同製品製造
嘱託調理員	不問	老人福祉・介護事業
プール監視員	40歳以下	教養・技能教授業
営業・外回り	不問	一般土木建築工事業
レジ・陳列・補充	不問	一般土木建築工事業
建築設計・監理	不問	土木建築サービス業
薬剤師	不問	医薬品・化粧品小売業
営業	不問	保険媒介代理業
施工管理	不問	一般土木建築工事業
営業及び現場施工	35歳以下	その他の繊維製品製造
看護師	不問	病院
看護師(臨時職員)	不問	病院
作業療法士(臨時職員)	不問	病院
理学療法士(臨時職員)	不問	病院
事務	不問	一般土木建築工事業

※4月23日受理分を掲載しています。(すでに取り消しされた場合もありますので、お問い合わせください)

※他にも定年等応募条件があります。

国民健康保険からのお知らせ

《倒産やリストラで失業された方へ重要なお知らせです》

平成21年3月31日以降に、企業の倒産や解雇によって失業された方(非自発的失業者)に平成22年4月から、国民健康保険税の軽減措置が開始されます。

また、高額療養費・高額介護合算療養費の負担区分に関しても、判定見直しの措置があります。

■対象となる方(下記①②を満たす方)

①65歳未満の非自発的失業者(65歳以上の非自発的失業者にも別に軽減措置があります)

②雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」(雇用保険受給資格者証の⑩離職理由欄のコードが11、12、21、22、23、31、32、33、34)

■国民健康保険税の軽減対象期間

離職日の翌日の属する月から、その翌年度末まで(制度が始まる前、1年以内に離職された方は、平成22年度に限り軽減されます)

■国民健康保険税の算定方法

前年の給与所得を30/100として算定します(対象となる所得は非自発的失業者の給与所得のみ)

■軽減判定

軽減判定も給与所得を30/100として算定します。

■高額療養費の負担区分

同様に給与所得を30/100として算定します。

■適用期間

離職日の翌月(離職日が1日の場合はその月)から(※適用終期は離職日によって異なります)

■手続きに必要なもの

- ・国民健康保険税減免申請書(市役所市民課、各地域局)
- ・雇用保険受給資格者証
- ・印鑑(認め)

■手続きの場所

市役所市民課、または各地域局(国民健康保険加入の際にも手続きができます)

●高額療養費に関する問い合わせ 市役所市民課 (☎662-3165)

●国民健康保険税に関する問い合わせ 市役所税務課 (☎662-3164)